

本表ノ外帝國大學ニ教授ヲ委託スル生徒三人アリ其費用ハ毎一人年額學資金百二十圓並ニ被服費金三十五圓ヲ支給セリ○明治二十二年以前ニハ各年トモ一八ニ付一ヶ月金十圓宛ヲ給與シ該金額ヲ以テ適宜費用ヲ處辨セシメシ生徒アリ其被服費賄費等ヲ區分シ難キニ依リ本表ノ平均ニハ右ノ金額ヲ合計シノミ加算シタリ

外國留學生ニシテ官費ヲ給スルモノ、人員及ビ費額ヲ掲グレバ左ノ如シ

年未現一ヶ年總平均一人一在人員人員費額ケ年ノ費額

年次	軍醫少監	大尉	少軍醫	生徒	總計
明治二十三年	一	二	一	一	一五
明治二十二年	一	二	一	一	一五
明治二十一年	一	二	一	一	一五
明治二十年	一	二	一	一	一五
明治十九年	一	二	一	一	一五
明治十八年	一	二	一	一	一五
合計	一	二	一	一	一五

人員費額ケ年ノ費額

明治二十三年	一、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、九二〇
明治二十二年	一、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、九二〇
明治二十一年	一、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、九二〇
明治二十年	一、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、九二〇
明治十九年	一、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、九二〇
明治十八年	一、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、九二〇
合計	一、四〇〇〇	五、〇〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇	一、九二〇

第三九七

海軍軍法會議官員

每年十二月三十一日調

年次	判士長	判士	主理	主理試補	錄事	屬及警査	備員	備員	人	合計
明治二十三年	一七	五〇	一三	一	一七	一	一	一	一	一三七
明治二十二年	一三	四七	一三	一	一六	一	一	一	一	一三三
明治二十一年	一	六	三	一	六	一	一	一	一	一三九
明治二十年	一	六	三	一	六	一	一	一	一	一三八
明治十九年	一	六	三	一	六	一	一	一	一	一三六
明治十八年	一	六	三	一	六	一	一	一	一	一三八
合計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一八〇

本表備人中ニハ監護使丁定夫ヲ合算ス

明治二十二年以後ノ員數大ニ増加セシハ二十二年二月海軍治罪法ヲ改正シ東京及ビ橫

年次	判士長	判士	主理	錄事	合計
明治二十三年	一	二	一	一	一三
明治二十二年	一	二	一	一	一三
合計	一	二	一	一	一三

須賀、吳、佐世保ノ三鎮守府ニ軍法會議ヲ設置セラレシニ由ル

本表ノ外高等軍法會議ノ官員ヲ舉グレバ左ノ如シ

第三九八

海軍軍法會議處理件數及人員

年次	前年ヨリ越高		新受		合計		已決		未決	
	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員	件數	人員
明治二十三年	一	一	二	二	三	三	三	三	一	一
明治二十二年	一	一	二	二	三	三	三	三	一	一
明治二十一年	一	一	二	二	三	三	三	三	一	一
明治二十年	一	一	二	二	三	三	三	三	一	一
明治十九年	一	一	二	二	三	三	三	三	一	一
明治十八年	一	一	二	二	三	三	三	三	一	一
合計	一	一	二	二	三	三	三	三	一	一

重罪 輕罪 違警罪 諸規則違犯 總計

右數中高等軍法會議ニテ再審セシモノ二十三年ニ五件八人二十二年ニ三件三人アリ

本表二十二年ノ員數前年鑑揚グル所ト差異アルハ訂正セシ所アルニ由ル

第三九九

海軍軍人軍屬犯罪者罪狀及刑名

明治二十三年

同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	明治二十二年	總計	普通						海軍						罪狀						
						法計		刑計		通計		法計		刑計		軍計			海計					
						其他ノ罪	詐欺取財ノ罪及寄財物ニ關スル罪	強盗人ヲ傷ス	竊盜	毆打創傷ノ罪	謀殺ノ罪	囚徒逃走ノ罪	違令	燒燬	侮辱	暴行	辱職		違令	燒燬	侮辱	暴行	辱職	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	徒無期	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	有期	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	懲重	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	役輕	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	禁重	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	輕	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	罰金	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	主刑罰金ニ換ル輕禁錮	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	拘留	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	科料	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	合計	1

右ノ外賭博犯ニテ處分セラレシ者二十一年ニ七人二十年ニ十六人十九年ニ一人十八年ニ二人アリ○十九年ノ重禁錮ニ處セラレシ者ノ内一人十八年ノ有期徒刑ニ處セラレシ者ノ内一人ハ常人ナリ

第四〇〇 海軍軍人軍屬犯者官職及罪狀

明治二十三年

同十八年	同十九年	同二十年	同二十一年	明治二十二年	總計	普通						海軍						罪狀						
						法計		刑計		通計		法計		刑計		軍計			海計					
						其他ノ罪	詐欺取財ノ罪及寄財物ニ關スル罪	強盗人ヲ傷ス	竊盜	毆打創傷ノ罪	謀殺ノ罪	囚徒逃走ノ罪	違令	燒燬	侮辱	暴行	辱職		違令	燒燬	侮辱	暴行	辱職	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	上長官	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	准士官及士官	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	下士	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	卒	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	准卒	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	生徒	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	判任	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	備	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	工及定職工	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計	1
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	合計	1

海軍 軍人軍屬犯者罪狀及刑名 軍人軍屬犯者官職及罪狀